

第75回都市計画全国大会企画運営業務 公募型プロポーザル募集要領

この要領は、第75回都市計画全国大会運営事務局が発注する「第75回都市計画全国大会企画運営等業務」において、公募型企画プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定める。

1 業務の目的

本年11月に福島県で開催する第75回都市計画全国大会を円滑に運営するために、大会の企画・運営及び現地調査に係る業務を行うことを目的とする

2 委託業務の概要

(1) 業務名

第75回都市計画全国大会企画運営業務

(2) 業務内容

別紙「第75回都市計画全国大会企画運営業務委託仕様書」のとおり。

(3) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和6年2月2日（金）まで

(4) 委託契約上限額

9,161,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 プロポーザルに係る事項

(1) 事業実施主体及び各種書類提出先

名称：第75回都市計画全国大会運営事務局（以下「事務局」という。）

住所：〒960-8670

福島市杉妻町2番16号（福島県庁本庁舎4階 福島県土木部都市計画課内）

担当：本田

電話 024-521-7508 FAX 024-521-7956

電子メール toshikeikaku@pref.fukushima.lg.jp

(2) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げている条件を全て満たしている者としてします。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

（ア）役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

（イ）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

（ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

（オ）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

オ 県税を滞納している者でないこと。

カ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

（3）募集要領等の入手方法

募集要領及び企画提案書様式等については、福島県土木部都市計画課（以下、「都市計画課」という。）のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、都市計画課の窓口又は郵送等での配付は行いません。

4 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和 5 年 5 月 3 0 日（火）
質問書の提出	令和 5 年 6 月 2 日（金） 1 7 時まで
質問の回答	令和 5 年 6 月 6 日（火） 正午ごろ
プロポーザル参加表明書の提出	令和 5 年 6 月 8 日（木） 1 7 時まで
プロポーザル参加可否の通知	令和 5 年 6 月 9 日（金）
企画提案書の提出	令和 5 年 6 月 1 5 日（木） 1 7 時まで
審査	令和 5 年 6 月 1 6 日（金） ～令和 5 年 6 月 1 9 日（月）
審査結果の通知・契約	令和 5 年 6 月 2 0 日（火）以降

5 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

（1）受付期限

令和 5 年 6 月 2 日（金） 1 7 時まで（必着）

（2）提出方法

質問書（第 1 号様式）により、電子メール又は FAX により提出してください。件名は「【質問】第 7 5 回都市計画全国大会企画運営業務」とし、電子メール、FAX と

も電話にて送付した旨お知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和5年6月6日（火）正午ごろに、都市計画課のホームページで公表します。（個別の回答は行いません。）

6 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「第75回都市計画全国大会企画運営業務 公募型プロポーザル参加表明書」（第2号様式）を提出期限までに「3（1）事業実施主体及び各種書類提出先」まで提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限 令和5年6月8日（木）17時まで（必着）

(2) 提出方法 参加表明書（第2号様式）を電子メール又はFAXにより提出してください。件名は「第75回都市計画全国大会企画運営業務 公募型プロポーザル参加表明書」とし、電子メール、FAXとも電話にて送付した旨お知らせください。

(3) 参加資格の確認

事務局にて参加表明書の受理後、提出者の参加資格について審査し、プロポーザル参加の可否を令和5年6月9日（金）に各提出者へ通知します。

7 企画提案書等の提出

参加表明書提出者は、プロポーザルの参加が可である旨の通知を受けた後に、企画提案書等を「3（1）事業実施主体及び各種書類提出先」まで郵送等により提出してください。

(1) 提出期限 令和5年6月15日（木）17時まで（提出期限時間内必着とする）

(2) 提出方法 郵送又は持参

(3) 企画提案書等

- ① 企画提案書及び工程表（様式任意。但し、日本工業規格A4版とする。）
- ② 事業経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格A4版）
- ③ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- ④ 会社概要（第3号様式）と直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況がわかるもの）
- ⑤ 業務実施体制書（第4号様式）
- ⑥ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。）
- ⑦ 法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）

※ 法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

(4) 提出部数

- ①～⑤…6部（正本1部、副本5部）、⑥～⑦…1部（正本1部）

8 企画提案書の内容

企画提案書には別紙「第75回都市計画全国大会企画運営業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき、各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行ってください。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 企画提案書の失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ア 本募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- ウ 審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書
- エ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- オ 本募集要領に違反すると認められる場合
- カ その他、事務局が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

(5) その他

- ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。
- エ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

10 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

業務委託者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）が行います。審査委員会は、提案書等を書面審査し、これを総合的に評価し、契約候補者（随意契約の予定者）を選定します。

なお、本プロポーザルは説明会を実施しないため、本募集要領や仕様書を確認の上参加してください。（審査基準、評価方法は下記参照）

【審査基準】

審査項目・評価基準	評価得点	加点率
【企画全体】 ・事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか	1・2・3・4・5	×5
【業務実施方策】 ・大会（現地調査を含む）の実施体制が十分であり、円滑な進行が見込めるものとなっているか。	1・2・3・4・5	×7
【業務遂行の確実性】 ・十分な準備計画が練られているか ・事業遂行上必要と思われるノウハウや実績を十分に有しているか	1・2・3・4・5	×3
【スケジュール等】 ・スケジュールは的確に設定されているか	1・2・3・4・5	×2
【積算】 ・内容、数量、単価等は適正か	1・2・3・4・5	×2
【その他】 ・その他、大会が盛会となるような提案がなされているか	1・2・3・4・5	×1
合 計 100点満点		

【評価方法】

審査項目ごとに評価点を付し、各審査委員の合計点数により評価する（500点満点（1人100点×5人））。また、合計点数が最も高く、かつ、満点の7割（350点）以上の点数である者を契約候補者とする。

(2) 審査結果通知等

ア 審査結果

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知します。

イ 審査結果に関する開示請求

選定されなかった者は、その通知の日の翌日から起算して2週間以内に、書面により選定されなかった理由の説明を書面により求めることができます。また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。

なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名とそれぞれの審査時の総得点」を公表するものとします。

(3) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した契約候補者と事務局が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおり
に反映されない場合もあります。

イ 契約金額の決定

契約金額は上記アの協議により作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し
決定します。

ウ 契約後に企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困
難又は合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約
金の請求の対象となります。

エ その他

契約候補者と事務局との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を
辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。